地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により知事等から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和８年 10 月 30 日

岐阜県監査委員　伊　藤　英　生
岐阜県監査委員　藤　本　恵　司
岐阜県監査委員　鈴　木　祥　一
岐阜県監査委員　安　田　典　子
岐阜県監査委員　飯　沼　敦　朗

Ⅰ　令和８年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

１　令和８年度

（単位：件）

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を講じたもの ※ C	未措置 A-B-C
指摘事項	11	0	6	5
指導事項	24	0	10	14
検討事項	1	0	0	1
計	36	0	16	20

※「今回措置を講じたもの」については、令和８年９月17日、同月18日、10月15日、同月19日及び同月22日に知事等関係機関から通知があったもの

（注）監査結果の区分については、次のとおり

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

Ⅱ　定期監査の結果に基づき講じた措置

１　令和８年度

（１）監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

健康福祉部

機関名	監査結果	講じた措置
動物愛護センター	寄附金の収入事務において、収納した現金について寄附受入れを決定したときは、その日に指定金融機関等に払い込むべきところ、特別の理由がないにもかかわらず、払込みが寄附受入れ決定日の翌日から起算して９日遅延していたので、今後は適正に処理されたい。	本事案は、現金で収納された寄附金について、生活衛生課が寄付受入れを決定した日に指定金融機関等に払い込むべきところ、情報共有が不十分であったため、生活衛生課の担当者が動物愛護センターに納付書の送付を失念したこと及び動物愛護センターの担当者の確認が遅れたことによるものである。 監査結果を受けて、現金を一定期間所属に留め置くことのリスクを再認識し、寄附金を現金で収納する際は、生活衛生課の担当者と連絡を密にして、遅滞なく指定金融機関等に払い込むことについて周知徹底を図る。
	公務中に刈払機を操作した際、石が飛散したことにより車両を損傷させた１件の毀損事故について、損害	本事案は、職員が刈払機を使用して除草作業を行った際、小石等の飛散防止対策が不十分であったことによるものである。

	賠償金として86,023円の費用負担が発生していたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	毀損事故を受けて、今後の除草業務については、職員の刈払機による作業は禁止することとし、外部に委託することとした。

観光文化スポーツ部

機関名	監査結果	講じた措置
地域スポーツ課	特定消耗品の管理事務において、消耗品出納簿及び消耗品供用整理簿が作成されていなかったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	本事案は、本来特定消耗品として扱うべきギフト券について、その認識がなかったことによるものである。 監査結果を受けて、直ちに消耗品出納簿及び消耗品供用整理簿の作成を行うとともに、特定消耗品の管理事務における会計員及び出納員の役割を再確認した。 また、今後は遅滞なく消耗品出納簿及び消耗品供用整理簿に記載し、収支等命令者、出納員等の押印を行うこと、出納員が定期的に当該帳簿を検査することを徹底し、再発防止に努める。

教育委員会

機関名	監査結果	講じた措置
岐阜商業高等学校	岐阜商業高等学校トレーニングセンター及び食堂改修工事の支出事務及び契約事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1　契約保証金の免除要件を満たしていないにもかかわらず、契約保証金を免除していた。 2　設計変更に伴い、事前決裁書に係る金額に変更が生じていたにもかかわらず、事前決裁の変更を行わないまま、変更契約を締結していた。	本事案は、２項目とも、契約事務全般に関する事務担当者の認識不足及び所属内のチェックが不十分であったことによるものである。 監査結果を受けて、契約保証金関係や契約変更時を含む契約事務全般について、関係通知等を熟読するとともに、実務に当たっては、事務担当者、工事担当者、出納員を含めた複数職員で事務処理手続に誤りがないかを確認し、再発防止に努める。
海津特別支援学校	学校給食業務委託の減額変更に伴う過払金（98,175円）の収入事務において、戻入手続が収入額確定日から３か月以上遅延していたので、今後は適正に処理されたい。	本事案は、学校給食業務委託の積算に含まれる栄養教諭パソコンリース費用について、令和７年９月１日付けで新たなリース契約が結ばれることが事前に把握できたにもかかわらず、担当者の認識不足により、受託者である海津市給食センターへの変更

		協議依頼を失念していたことによるものである。 　監査結果を受けて、今後は、学校給食業務委託に係る契約時の積算内容を精査する中で、年度途中に金額や内容の変更が想定される項目をあらかじめリストアップし、委託者及び受託者の双方の共通認識とする。また、担当者は、当初契約の決裁時に当該変更想定項目一覧を添付し、事務長に口頭で説明するとともに、担当者及び事務長双方の ToDo リストに入力しておくことで、組織的なチェックが機能するように改める。

公安委員会

機関名	監査結果	講じた措置
運転免許課	運転免許の欠格期間に関する事務において、相手方に対し誤った欠格期間を教示したことにより、損害賠償金（自動車学校教習料金及び交通費相当分）337,470円が支払われていたので、今後は適正な事務処理を徹底されたい。	本事案は、担当職員の理解不足により、自動車学校に入校中の対象者に対して誤った欠格期間を教示したことによるものである。 　監査結果を受けて、当該職員に幹部による個別指導を行うとともに、同種事案の発生を防止するため、欠格期間に係るチェック表の作成及び複数人によるチェック体制の確立を図った。 　今後は、事務を担当する全職員に対して周知徹底を図り、再発防止に努める。

（２）監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

危機管理部

機関名	監査結果	講じた措置
危機管理政策課	不用品の売払いに係る収入事務において、納入通知書の発付が遅延しているものがあったので、今後は適正に処理されたい。	本事案は、調定をした後に速やかに納入通知書を発付すべきところ、売却物品の搬出方法及び搬出日等の調整に期間を要し、搬出の目途が立った後に納入通知書を発付したことによるものである。 　今後は、組織内における会計事務の進捗管理について、担当者だけではなく会計員及び出納員による複数人でのチェックを徹底し、再発防止に努める。

	公務中に、防災課からの借入物品（ドローン１台）を損傷させた１件の毀損事故について、損傷した部品の購入に係る経費として消耗品費1,430円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	本事案は、無線中継所設備の点検の際、ドローンのテスト飛行中に機体のバランスが崩れ、ドローンが不時着しプロペラが破損したものである。 再発防止のため、無線中継所設備点検安全確認マニュアルに、プロペラの状態を重点的に確認したうえで、周囲の安全を考慮した１～２m程度の低空飛行での試運転を実施する項目を追加した。

健康福祉部

機関名	監査結果	講じた措置
動物愛護センター	クリアファイルの作成に係る契約事務において、岐阜県電子調達システムへ予定価格を登録する際に誤った金額を入力したことにより、予定価格が過少なものとなったまま業者を決定し、随意契約を締結していたので、今後は適正に処理されたい。	本事案は、契約事務において、担当者が岐阜県電子調達システムへ予定価格を登録する際に、誤った金額が入力されていることに気づかずに見積依頼を行ったことによるものである。 今後は、岐阜県電子調達システムへ予定価格を登録する際に、担当者以外の職員が金額を確認することとし、再発防止に努める。

農政部

機関名	監査結果	講じた措置
東濃農林事務所	現金収入事務において、現金（証券）領収証書にあらかじめ記載すべき一連番号を記載していなかったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	本事案は、令和８年１月１日付けの収入証紙廃止に伴う現金（証券）領収証書の様式改正により、新たな現金（証券）領収証書の綴りを取得した際、一連番号をあらかじめ記載すべきところ、これを失念したものである。 指導を受け、現金（証券）領収証書の綴りの記載状況を確認し、未記載となっていた一連番号を令和８年６月８日に記入した。 また、出納員及び関係職員に対し、現金収納事務の処理手順について再確認を行い、現金（証券）領収証書の交付及び管理方法について周知徹底した。 今後は、新たに現金（証券）領収証書の綴りを取得した際には、一連番号を速やか

		に記載するとともに、記載状況について担当者、会計員及び出納員の複数人での確認を徹底し、再発防止に努める。

都市建築部

機関名	監査結果	講じた措置
東部広域水道事務所	水道用ポリ塩化アルミニウムの購入ほか３件の単価契約に係る契約事務において、契約金額が500万円以上の契約であるにもかかわらず、契約保証金の納付の免除に係る決裁が行われていなかったので、今後は適正に処理されたい。	本事案は、単価契約に係る契約保証金の取扱いについて、岐阜県会計規則及び岐阜県会計規則取扱要領の内容を確認の上で事務処理を行っていたものの、会計実務上の運用解釈として示されている関係資料における取扱いを踏まえて実施しなかったことによるものである。 当該事案については、令和８年８月 31 日に関係資料を再確認し、単価契約に係る契約保証金の取扱いについて、所属内で認識共有を行った。 今後は、法令、規則及び要領の確認を徹底するとともに、関係通知その他の資料についても根拠及び位置付けを整理した上で確認し、制度趣旨及び実務運用を含めた総合的な検討を行いながら事務を執行することとした。また、規則及び要領の明文のみでは取扱いの把握が困難な事項については、関係機関へ確認し、適正な事務処理を行うことに努める。

教育委員会

機関名	監査結果	講じた措置
特別支援教育課	ＲＰＡシナリオ作成業務委託に係る支出事務において、請書に定める完了届の提出を受けないまま検査を行っていたので、今後は適正に処理されたい。	本事案は、業務委託に係る支払事務において、請書に定める完了届の提出を受けず、業務を完了した旨及び完了日の記載のない相手方からの提出書類をもって検査を行ったものである。 監査結果を受けて、契約相手方に対し、業務完了の際は契約書等に定める完了を証する書類の提出が必要であることを確認するとともに、当該書類の提出を受けた上で検査を実施すること、また、これらの手続が適正に実施されていることを業務担当者

		並びに会計事務担当者及び出納員による複数人でのチェックを行い、再発防止に努める。
岐阜城北高等学校	現物実査実施要領に基づく令和７年度の現物実査において、現物実査の対象物品に係る供用主任者と同一の者が実査担当者に指定されていたものがあったので、今後は適正に処理されたい。	本事案は、令和７年度の実査を行う際に、本来の実査担当者と異なる者を実査担当者に指定したものの、当該者が対象物品に係る供用主任者であることに気づかないまま、現物確認を実施していたことによるものである。 監査結果を受けて、令和８年度実施の現物実査では、供用主任者と実査担当者を同一の者に指定しないことを、現物確認を行う対象物品について、供用主任者・実査担当者・事務担当者の３者で再確認し、再発防止を図った。
岐阜商業高等学校	行政財産の目的外使用の許可事務において、使用許可の後に行政財産を使用させるべきところ、使用日当日に提出された許可申請書を受理し、使用日経過後に許可を行っていたので、今後は適正に処理されたい。	本事案は、使用者が許可申請書を事前に提出すべきところ、これを失念したことに加え、使用許可書の交付後でないと対象物件を使用させることができないことについて、事務担当者の認識が欠如しており、上席者の確認も不十分であったことによるものである。 監査結果を受けて、使用者に対して事前に申請書を提出するよう周知するとともに、事務担当者が、行政財産の目的外使用の許可事務に係る一覧表を作成し、これを事務職員間で共有し、業務の進捗等を組織的に管理することで再発防止に努める。
大垣特別支援学校	生産物売払いの収入事務において、現金を保管している場合は、払込みまでの間、現金出納簿に残高を記載すべきところ、つり銭として留め置いた20,000円について、保管期間中の残高の記載がなされていなかったので、今後は適正に処理されたい。	本事案は、令和７年５月に現金出納簿の記載方法が変更され、現金を保有している場合、その日に金額の変動がなくても現金を確認し、残高を記載することになったにもかかわらず、保有していたつり銭について記載していなかったものである。 監査結果を受けて、関係職員で現金出納簿の記載例を再確認の上、同記載例に則った記載に改め、複数の会計員で記載内容のチェックを行い、再発防止を図ることとした。

公安委員会

機関名	監査結果	講じた措置
警察学校	物品の管理事務において、令和７年度の現物実査の対象物品に係る調達担当者と同一の者が実査担当者に指定されていたものがあったので、今後は適正に処理されたい。	本事案は、物品の現物実査に関する分任出納員及び物品担当者の理解不足によるものである。 監査結果を受けて、再度、分任出納員、物品担当者及び庶務係員に対し、物品の現物実査要領を確認させ、令和８年度の現物実査を要領に基づき、適正に処理した。 今後は、要領どおりに実施されているかについて、分任出納員、物品担当者及び庶務係員で確実に確認する。